

防犯用具購入費等補助制度

侵入盗や自動車盗等への対策を促進する為、自家用の防犯用具に対する購入・設置費用の一部を補助します

対象者

申請日において知立市内に住所を有する世帯の世帯主

※必ず世帯主名で申請してください

※申請は一世帯1回限り（令和5年度に補助を受けた方は対象となりません）



補助額

購入・設置費用の5割（補助上限額16,000円、100円未満の端数切捨て）

※購入時のクーポン、ポイント等使用分は補助対象経費に含まれません

対象用具 ※令和6年4月1日以降に購入したものが対象

1	住宅侵入盗対策 （CPマーク製品推奨）	屋外用センサーライト、モニター付インターホン 防犯砂利、補助錠、鍵の取り換え、サムターンカバー、窓用格子 防犯ガラス、防犯フィルム、ガラス破壊センサー 等
2	自動車盗対策	ハンドルロック、タイヤロック、警報装置、リレーアタック等防止装置、 駐車監視機能（動体検知、振動検知）付きドライブレコーダー等
3	二輪車盗・自転車盗対策	鍵穴用ロック、タイヤロック、自転車錠、警報装置 等

※CPマークとは、防犯性能の高い建物部品に付けられるマークのことです。対象物品は「防犯性の高い建物部品目録」として公開されております。詳しくはHPをご覧ください
<http://www.cp-bohan.jp/>

対象外となるものの例

防犯カメラ（※）、ホームセキュリティ等の警備サービス、番犬、門扉やフェンス
護身用具（特殊警棒、スタンガン、催涙スプレーや防弾チョッキ等）

（※）一定規模の集合住宅等の駐車場に設置する防犯カメラに対しては別途補助制度がありますのでご相談下さい

対象外となるものもあるだっぴ。
詳細は事前に問い合わせるだっぴ



市ホームページで
確認してください



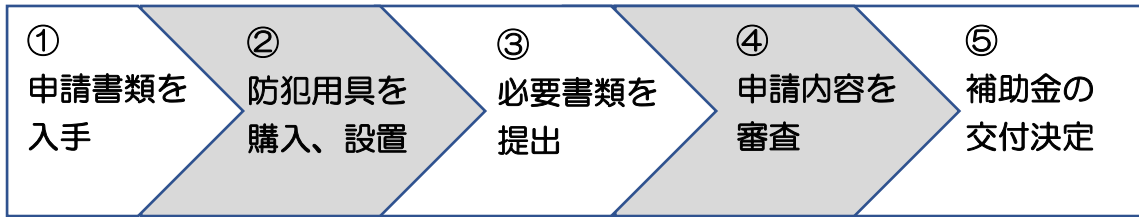
問合せ先

知立市役所安心安全課防犯交通係（市役所3階16番窓口）

電話：0566-95-0115

開庁時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで（裏面に続く）

🔑 補助金を受け取るまでの流れ(郵送・ネット申請も可)



- ①書類は市役所窓口で入手して頂くか、ホームページからダウンロードして下さい
- ②店舗の指定はありません。市外の店舗やインターネットで購入したのも対象です
- ③申請は一人1回限り（令和5年度以降で1回）です。複数の防犯用具を購入した際はまとめて申請して下さい

🔑 申請方法(次のいずれかの方法で申請して下さい)

1. 知立市安心安全課（3階16番窓口）へ直接書類を申請する
2. 郵送による申請
送付先: 〒472-8666 知立市広見三丁目1番地
知立市役所安心安全課 防犯交通係あて
3. インターネットでの申請
右記の申し込みフォームから申請してください

ネットでの申請



🔑 申請期限

令和7年3月31日（月）市役所開庁時間（午後5時15分まで）必着
必ず期限までに支払い及び設置を完了してください

※予算額に達した場合、終了となります。お早めにお申し込みください。

🔑 提出書類

1. 補助金交付申請書
2. 補助金交付請求書
3. 領収書等支払いが確認できる書類
※補助対象用具それぞれの品名(規格)、数量、購入日(工事日)、金額、販売店名(取付業者名)の記載が必要です。インターネットで購入する際は、事前に領収書の発行が可能か確認してから購入して下さい
4. 用具の規格が確認できる書類（カタログ、パンフレット、説明書等）
5. 防犯用具の設置後の写真（センサーライトやインターホンであれば施工後の写真、タイヤロックや自転車錠であれば設置後の写真等）
※購入した全ての防犯用具の設置写真が必要となります
6. 自動車の所有者及び使用者が確認できる書類（自動車用の防犯用具を購入した場合）
7. 振込先の通帳又はキャッシュカードのコピー